
ぎふ農業会議だより

平成17年7月13日
岐阜県農業会議

< 内容の詳細を含め、お問い合わせ等がある場合は、下記事務局へご連絡ください。
岐阜市下奈良 2-2-1、岐阜県福祉農業会館内、 058-273-1111(内線 2651 ; 三浦) >

6月常任会議員会議を開催

- 農地転用許可申請 309件、約235千㎡について意見答申 -

農業会議は、6月27日(月)、岐阜県福祉・農業会館において、常任会議員会議を開催しました。

この会議では、県知事から諮問された「農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による農地転用許可」に対して意見答申を行いました。

知事から諮問された農地転用許可申請件数及び面積は、合計309件、235,030㎡(第4条関係が101件、58,062㎡、第5条関係が208件、176,968㎡)。

県から説明を受けた後、本会議に先立ち事前(6月24日)に開催された「農地対策委員会」での検討結果(大規模転用案件5件、25,846㎡、砂利採取案件9件、52,710.6㎡)について、「非農地証明の活用等、転用手続きについて、簡素化できる部分は簡素化することも必要。砂利採取後の埋め戻し材の確認・検査について、県商工局・環境局・農林水産局が連携をとられるよう申し入れた」旨の報告があり、審議の結果、各転用申請案件とも許可相当として県知事に答申することで認められました。

次いで、美濃市長から意見を聞かれた「土地区画整理法第136条の規定による意見の答申」については、「美濃市美濃インター前土地区画整理事業の事業計画の変更」について審議し、その結果、異議がないものとして答申することに決定しました。

その後、農林水産省構造改善課長通知を受けて「農業委員会系統組織における活動の取り組み」の要点と当面の農業会議としての対応、「平成18年度税制改正に向けた要望事項」について事務局からそれぞれ説明の後、協議をしました。「系統組織における活動」については、東海農政局との協議、農業改良普及センターとの協議、不在地主の耕作放棄地の把握と意向確認など、具体的な活動について合意を得ました。

県下 55 農業委員会のうち 46 農業委員会で統一選挙

- 1 市（2 選挙区）で、投票による選挙 -

7 月 1 0 日、県内 5 5 農業委員会のうち、今月に任期満了を迎える 4 6 農業委員会において農業委員統一選挙が行われました。

その結果は、1 市（2 選挙区）を除く農業委員会では無投票となりました。

その 1 市（2 選挙区）においては、それぞれ 1 名の定員超となり投票が行われました。

全国 の 動き から

日本経済調査協議会が参入規制緩和を要求

- 6 月 2 4 日、農地制度改革で提言 -

経済界の調査機関である日本経済調査協議会（日経調）は、6 月 2 4 日、農地制度の抜本的改革などを盛り込んだ提言「農政改革を実現する」を発表しました。

提言は、

農地制度の抜本的見直しで、限られた農地の有効利用を
担い手の明確化と経営安定対策・地域対策の一層の検討を
対外政策でより積極的な役割を

の 3 つの柱で構成。

農地制度の見直しでは、「農地利用の厳格化」を前提に、「参入規制の緩和」を主張。そのため、転用期待を完全に排除する有効な措置を同時に講じることを提案しています。

担い手対策では、集落営農組織が単なる補助金の受け皿となることの排除。

対外対策では、農産物の貿易だけでなく、労働や資本の自由化、援助・技術協力を含むアジア地内の政策やルールの共有・共通化を視野に、F T A や E P A 交渉で積極的役割を果たすことを求めています。

注）F T A；自由貿易協定（Free Trade Agreement）

E P A；経済連携協定（Economic Partnership Agreement）

いずれも、二国間あるいは複数国間で域内の経済を自由化するための取り決め。

W T O 農業交渉における今後の対応方針案を了承

- 自民党農林水産物貿易調査会 -

自民党は、7月1日、自民党農林水産物貿易調査会を開き、政府のW T O 農業交渉における今後の対応方針案を了承しました。

7月12日～13日に開催される中国主催の非公式閣僚会議の前に提示される見通しのモダリティ第一次たたき台案について、G 1 0 諸国との連携を図りつつ、日本提案が反映されるよう政府と一体となって取り組んでいくこととしています。

W T O 対応方針のポイント

- ・少数の輸出国による主導を懸念
- ・関税引き下げは柔軟な方式に
- ・上限関税の導入は阻止
- ・重要品目は独立したルールに
- ・低関税輸入枠の約束は、国ごとの消費事情を勘案すべき

注)「モダリティ」; 農業分野における関税引き下げや国内保護の削減について、各国に共通して適用される取り決め

「G 1 0 諸国」; 食料輸入国10か国。日本、スイス、韓国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、ノルウェー、台湾、ブルガリア、アイスランド、イスラエル